

令和 6 年度第 10 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 6 年 8 月 20 日

担当部・課：選挙管理委員会事務局〔内線 5822〕

① 件 名
石巻市投票区再編（案）について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景・目的】 本市では、平成 17 年の合併後も選挙人の利便性を考慮し、合併前の投票区数をそのまま適用しており、平成 23 年の東日本大震災で多くの投票所が壊滅的な被害を受けたことによる投票区の削減後は、投票区的大幅な見直しを実施していなかった。 全国的に投票率の低下が課題となる中、期日前投票の利用実績の増加及び高齢者や障がい者等への配慮など現在の社会情勢に見合った投票環境の整備が必要となっているほか、行財政改革による職員の定数削減が進められていることから、効果的な人員配置を行うとともに、投票支援の充実を図るため、投票区を再編するもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号） 石巻市公職選挙執行規程（平成 17 年選挙管理委員会告示第 8 号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 石巻市行財政改革推進プラン 2025 基本目標 1 市民参画・協働の推進と行政サービスの充実 取組項目 19 「選挙執行体制の整理」
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
令和 6 年 4 月～5 月 町内会長・行政区長への説明会を開催 7 月 再編（案）を選挙管理委員会において議決
⑤ 主な内容
1 再編の方針 （1）有権者が 500 人未満の小規模投票区を最大限減少させる。 （国の執行経費基準上において効果的な運用が可能） （2）有権者が 3,000 人を超え、かつ他の投票区と比較して区域が広いような投票区や震災からの復興で人口が集中している地域等に投票区を新設する。 （3）投票所の位置は、できる限り選挙人の利便性を考慮した配置とする。 2 再編の内容 （1）当日投票所 105 か所を 79 か所に再編する。（内訳：本庁▲7、河北▲7、雄勝▲1、河南▲6、桃生▲1、北上▲2、牡鹿▲2、計▲26） （2）再編の実施に伴い、新たな支援を実施する。 ① 支援内容 ア 新たな期日前投票所の設置（桃生山田地区） イ 移動式期日前投票バスの運行（石巻地区半島部、牡鹿、雄勝地区のそれぞれの一部地域） ウ 当日投票所への無料巡回バスの運行（河北、河南、北上地区のそれぞれの一部地域） エ イオンモール石巻期日前投票所の開設期間の拡充（現行 3 日間を 6 日間に拡大） （3）既存の期日前投票所 16 か所はすべて継続して開設する。（本庁、6 総合支所、4 支所、石巻専修大学、離島 3 か所、イオンモール石巻）

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）														
【影響・効果】 投票区の再編により、事務従事職員等を効率的かつ効果的に配置することができるため、各投票所においては、選挙人に対してよりきめ細やかな対応や支援が可能となる。 また、期日前投票を利用する選挙人が投票者全体の４割近くとなっていることから、現状に即した取り組みを充実させることにより、投票率の向上が期待される。 【市財政への負担】 再編による執行経費削減見込み額 <table> <tr> <th></th><th>金額</th><th>内訳</th></tr> <tr> <td>投票所見直しに係る 経費削減見込み</td><td>▲ 5, 5 1 2 千円</td><td>@ 2 1 2 千円× 2 6 か所 (投票所人件費を含む。)</td></tr> <tr> <td>新たな支援に係る 経費増加見込み</td><td>2, 7 7 6 千円</td><td>移動式バス 2, 1 8 2 千円 期日前投票所 8 2 千円 巡回バス 5 1 2 千円</td></tr> <tr> <td>差引</td><td>▲ 2, 7 3 6 千円</td><td></td></tr> </table>				金額	内訳	投票所見直しに係る 経費削減見込み	▲ 5, 5 1 2 千円	@ 2 1 2 千円× 2 6 か所 (投票所人件費を含む。)	新たな支援に係る 経費増加見込み	2, 7 7 6 千円	移動式バス 2, 1 8 2 千円 期日前投票所 8 2 千円 巡回バス 5 1 2 千円	差引	▲ 2, 7 3 6 千円	
	金額	内訳												
投票所見直しに係る 経費削減見込み	▲ 5, 5 1 2 千円	@ 2 1 2 千円× 2 6 か所 (投票所人件費を含む。)												
新たな支援に係る 経費増加見込み	2, 7 7 6 千円	移動式バス 2, 1 8 2 千円 期日前投票所 8 2 千円 巡回バス 5 1 2 千円												
差引	▲ 2, 7 3 6 千円													
⑦ 他の自治体の政策との比較検討														
本市と同様に合併により面積が広がった県内３市の当日投票所数の推移 ・大崎市：１０８か所→７０か所 ・登米市：８２か所→５７か所 ・栗原市：８４か所→５６か所														
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日														
令和６年１０月 パブリックコメントの実施 １２月 投票区再編を選挙管理委員会において議決（正式決定） １２月～ 住民への公表及び周知 令和７年 ４月 市長選挙及び市議会議員補欠選挙から適用														
⑨ その他														
本市の投票所数の推移 ・合併時 １３７か所 ・震災後 １０４か所 ※現在は、人口増による新設や施設の廃止等による統合等の微増減を経て１０５か所の設置														